

2020.5.18

39 県緊急事態宣言解除後の仙台支店・九州支店の勤務体制について

代表取締役社長 原 勇次

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

5月14日、政府は47都道府県のうち39県で新型コロナウイルス対策の緊急事態宣言を解除しました。一方、東京都や大阪府などの大都市圏や、特に感染が広がっている北海道では引き続き外出自粛等の協力を求めるとしています。

この発表を受け、当社といたしましても、今回緊急事態宣言の解除となった地域に属する**仙台支店、九州支店については、下記の期間におきまして段階的に在宅勤務を解除していくことといたします。**

記

1. 期間： 5月18日（月）より5月31日（日）まで
※状況により変更する可能性もあります。
2. 対象者： 仙台支店、九州支店の全従業員
3. 会議等： 外部関係者様との会議等は引き続き、できるだけTV会議、電話等にてお願いいたします。
やむを得ず面談が必要な場合は、感染対策に十分注意して行います。

なお、本社および大阪支店については、緊急事態宣言が解除されるまで出社・外出の8割削減を目標とした**在宅勤務体制を継続**します。

お取引様や関係者の皆様には多大なるご不便、ご迷惑をお掛け致しますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上